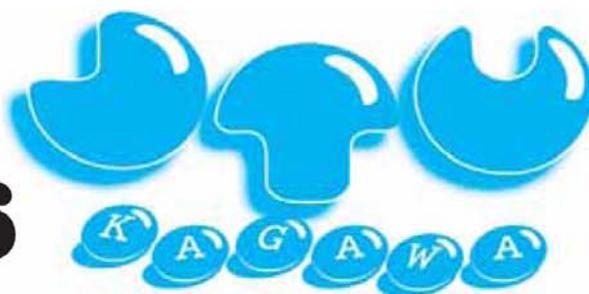


日教組香川

2020.5.6



発行所 日教組香川教職員組合
 〒760-0008 高松市中野町15-24
 佐藤ビル1F
 TEL 087-802-1640
 FAX 087-802-1642
 URL <http://www.jtu-k.com/>
 E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp
 発行人 嶋村太伸
 毎月1日発行

STOP COVID-19



START UPPER LIMIT GUIDELINE 45/360

日教組香川は、5月号、6月号を合併号としてお届けさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対策のため、この間、書記局業務を縮小しておりました。

香教組でもない、
 香教連でもない、
 高教組でもない



日教組香川HPへ

全国で一番なかまの多い 日教組香川へ

新型コロナウイルスを超えるために 日教組、文科省に要望

日教組は、4月30日、文科省に対し、「新型コロナウイルス感染症における、子ども、教職員の命と健康を守る、学校の安心・安全の確保にむけた」要望を行いました。

要望では、4月30日に成立した20年度政府補正予算の円滑な予算執行と、さらなる補正予算による支援の必要性を求めました。

文科省からは、矢野和彦大臣官房審議官（初等中等教育局担当）（写真右）、日教組からは、瀧本司書記長（写真左）、山木正博書記次長、丹野久政策局長が出席しました。

文科省は、具体的回答の一つとして、「一次補正予算」で計上された修学旅行等に関するキャンセル料金等の支援は対象期間を延長せず、同補正予算で計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において今後自治体によって支援されるものとの認識を示しました。

なお、日教組は、新型コロナウイルス感染症対策についての文科省要望、政党要望等については引き続き実施します。



日教組からの主な要望

○学校における「三密」を回避するために分散登校等を示しているが、長期における対応は難しい。1クラス20人未満の学級にむけた少人数指導加配教員の増員を求める。

○臨時休業中の学習保障への対応として教職員等の増員とともに、教育課程の柔軟な対応が必要とされる。その際、学校現場が柔軟に対応できるよう全国一律に学習指導要領における「取り扱う内容」の一部削減等を明示した上で、指針を示すことを求める。

○学校再開の際の保健衛生用品等の不足、消毒業務の困難さとともに、休業中の諸経費負担について現場から報告が上がっている。「感染防止対策費」として、家庭への課題等の郵送費、教職員の私費負担の補填を求める。

○修学旅行のキャンセル料等に対する財政支援は期間が限定されている。感染症に関する保護者負担の全面的な財政支援を求める。

○臨時教員免許の要件緩和のもと、「欠員」解消、1クラス20人未満の少人数学級の実現を求める。

○教員免許更新講習について、開講する大学も受講する教職員も新型コロナウイルス感染症により困難な状

況にある。今年度の教員免許更新について中止とした上で、次年度以降に随時行うよう求める。

文科省の主な回答

○日教組の要望をうけ、「二次補正予算」を視野にしかるべき対応をはかっていく。

○労働安全衛生法、改正給特法の遵守について、諸通知の中で反映してきたつもりであるが、十分でないとの指摘のもと今後の通知等に反映していく。

○修学旅行のキャンセル料金等については、期間を延長することは難しい。補正予算における「新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（1兆円）」で修学旅行のキャンセル料金を対象としている。今後、各地で支援されるものと認識している。

○教職員の携帯電話の利用については、個人携帯電話を学校の電話回線を利用して通話する方法がある。近期中にその方法について知らせる予定である。

○学習内容の削減等と学校、教職員への支援策等はセットでなければならぬと考えている。引き続き、現場を支えるという観点で諸政策を策定していく。

各政党にも要望行動

日教組は、5月19日、20日、25日と、それぞれ立憲民主党、国民民主党、社民党に二次補正予算に関する要望を、瀧本司書記長、山木正博書記次長、丹野久政策局長で行いました。

主な要望内容は、以下の通りです。

○学校の安心・安全の確保のための感染予防対策の必要経費とともに、すべての学校に「感染防止対策費」を給付し、それぞれの学校の実態に即した実効性のある対策・対応がはかられるよう予算措置を求める。

○子ども一人ひとりへのきめ細やかな対応が必要なことから、日教組試算のもと、加配教員1万人の増員、学習指導員10万人の配置とともに、SC、SSWの倍増、スクール・サポートスタッフの拡充等のための予算措置を求める。

○長期に及んだ学校の臨時休業の対応の一つとして、教育課程の柔軟な対応と教職員が教育に専念できる環境づくりが必要なことから、その対策を求める。

それに対して、各政党からは、以

下のような回答がありました。

○教職員等の増員配置については、学校における感染防止対策とともに重点的に予算措置すべき事項として二次補正予算での重点化を求めとりくむ。

○一方で、人員が確保できるか懸念される。臨時教員免許の要件緩和、学習指導員としての大学生の活用等、人員を確保するための条件整備が必要となる。

○今回の加配・増員をもとに少人数学級の推進を強化していく。

○教育課程の柔軟な対応については、学習指導要領における「取り扱う内容」の一部削除も含め極めて重要であることから文科省に対して対策を求める。

○新型コロナウイルス感染症対策として、学校には新たな業務が負荷されている。このような中、教員免許更新講習の中止をはじめ研修の削減は必要。引き続き、文科省に対策を求める。

また、特別教室、給食調理上へのクーラー設置に関する緊急要請も衆参国会議員に行いました。

各議員からは、
○特別教室の利用に際してクーラーの設置等必要な財政措置を求める。
○給食調理場の過酷な勤務状況について問題意識を共有した。安心・安全な給食の確保、調理員の勤務労働条件の改善のために二次補正での事業項目化、予算化をめざす。
○学校の支援の在り方について体系的に行われなければならない。人員について、設備改善・整備について、学習内容について、この3つの観点の一つである設備改善・整備として特別教室、給食調理場のクーラー設置の予算化を求める。
○3～5兆円規模の二次補正予算を要求する予定である。特別教室、給食調理場へのクーラー設置について項目化を求めつつ、地方創生臨時交付金、予備費等での活用も視野にとりくむ。
等々に回答がありました。

新型コロナウイルス感染症対策のための 「緊急事態宣言」延長にともなう緊急アピール ～子どもたちの安心・安全とゆたかな学びを守るために～

5月4日、政府は、すべての都道府県を対象とした緊急事態宣言を5月末まで延長することを決めました。2月27日の安倍首相による学校の臨時休業要請以降、多くの学校で臨時休業が長期に及んでいます。卒業式や入学式もできず、長期間にわたって学校に行くこともできない事態によって子ども、教職員等の不安や混乱は一層増えています。

このような中、教職員は、子どもや家庭と定期的に連絡をとりあい、学びの機会を様々な手段で確保するとともに、厳しい環境におかれた子どもの生活保障、子どもの居場所づくり、行動制限にともなう子どものストレス解消等に尽力しています。また、医療に従事する日教組組合員からは、地域医療を支え、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で奮闘しているとの報告もあります。

日教組は、4月30日、新型コロナウイルス感染症対策としての4回目の文科省要請を行いました。学校再開時に、子ども一人ひとりに今まで以上に寄り添うきめこまやかな対応と、学校での感染拡大を防止するため少人数学級を推進する必要があること等から、大幅な教職員等の増員を求めました。また、緊急事態宣言下の非常時に鑑み、学習指導要領における「取り扱う内容」の一部削除や教職員が教育に専念できる環境をつくるために今年度の教員免許更新講習の中止や学校指定研究等の諸研修の削減を要請しました。

2020年度の「9月入学・始業」について一部で議論されていますが、今年度の導入については、拙速であり、今は、学びの保障が最優先されるべきです。文科省には、学校休業・再開にむけた最善の条件整備を引き続き求めていきます。

日教組は、全国の日教組組合員とともに、すべての子どもたちの安心・安全とゆたかな学びを守る、医療を支える、生活を保障するための実効性のある政策を求め全力でとりくんでいきます。

2020年5月8日
日本教職員組合 第4回中央執行委員会

国会では水岡参議院議員質問

4日7日に参議院文部科学委員会において、日政連水岡俊一参議院議員が学校再開にむけた新型コロナウイルスへの集団感染リスク等についての大臣質疑を行いました。内容は以下の通りです。

毎朝の検温における 感染リスクについて

水岡参議院議員：大臣は3月24日の答弁で「集団感染リスクを防ぐ観点から毎朝の検温」と言っているが、具体的なイメージを聞きたい。

萩生田文科大臣：基本的には登校前に家庭で検温した表を提出するというイメージしている。忘れたり、機会がなかった子どもたちのためには、保健室など学校で対応するという二段階で考えている。

水岡：学校再開ガイドラインの中にチェックリストがある。「児童生徒および教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認を行う準備ができているか」とあるが、こう書かれると、学校でやらなければならないと

いう錯覚におちいる人たちもいる。また、腋下という方法だけでは感染のリスクも出てくる。学校に高度な非接触型体温計があるとは思えない。文科省は子どもたちの検温についてどう指導していくのか？

大臣：腋下式体温計ではその都度消毒等の作業が必要。万が一ということも考えなければならないので、補正予算の中に非接触型体温計を準備したいと考えている。

水岡：緊急に必要なので、まず予算付けが大前提。また、予算がついても物が無いということがないよう、政府主導で現場に行き届くよう配慮をお願いしたい。

養護教員は30学級以上ないと2名配置されない。1,000人以上の子どもがいて、朝、家で体温を測れなかったから保健室で計測するとしても、養護教員1人で対応できるのか？そのような具体的なシミュレーションをしながら指示を出す等、県の教育委員会ともよく連絡をとって対応を考えてもらいたい。

スタートした上限ガイドライン

時間外勤務 月45時間 年360時間

香川県教委は3月末、上限ガイドラインに関する条例と規則を改正するとともに、「働き方改革プラン」の「めざすところ」を見直し、時間外勤務の上限ガイドライン、月45時間、年間360時間がスタートしました。

「教職員の働き方改革プラン」新旧比較表

見直し前

5. めざすところ

教職員の常態化する長時間勤務は、健康障害の防止やワーク・ライフ・バランスの充実等の観点から早急な改善が必要です。

そこで、国における働き方改革の動向や厚生労働省の過重労働に関する基準などを踏まえ、学校における教職員の勤務について、次のことをめざします。

- ① 時間外勤務が月45時間を超える教職員数を現状の半数以下とする。
- ② 時間外勤務が月80時間を超える教職員をゼロにする。

※ 厚生労働省「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」によれば、月45時間を超えて時間外勤務を行わせることが可能である場合であっても、事業者は、実際の時間外労働を月45時間以下とするよう努めるものとされています。
また、時間外・休日労働時間が2ないし6月の平均で1月当たり80時間を超える労働者については、医師による面接指導を実施するよう努めるものとされています。



見直し後（案）

5. めざすところ

教職員の常態化する長時間勤務は、健康障害の防止やワーク・ライフ・バランスの充実等の観点から早急な改善が必要です。

そこで、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）」をはじめとした国における働き方改革の動向、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）」等を踏まえ、学校における教職員の勤務について、次のことをめざします。

- 時間外勤務が、原則として、月45時間、年間360時間を超える教職員をゼロにする。

※ 時間外勤務の時間については、教員にあっては「県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年香川県教育委員会規則第2号）の定めにより、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。その他の職員にあっては正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した時間をいう。

香川県条例第16号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職員の正規の勤務時間の割振り) 第7条 略</p> <p><u>(教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置)</u> 第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理<u>その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。</u></p>	<p>(教育職員の正規の勤務時間の割振り) 第7条 略</p>

附 則
 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第2号

県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立学校の教育職員（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。）（以下「県立学校教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、同条例第8条の規定に基づく県立学校教育職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他県立学校教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(県立学校教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置の実施)

第2条 教育委員会は、在校等時間（県立学校教育職員が学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。）から所定の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第9条に規定する休日（同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した県立学校教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日）及び国の行事の行われる日で教育委員会が指定する日以外の日における正規の勤務時間（同条例第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。）をいう。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、県立学校教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、県立学校教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に時間外在校等時間において業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、時間外在校等時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、県立学校教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において時間外在校等時間が45時間を超える月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、県立学校教育職員の業務量の適切な管理その他県立学校教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議会で働き方改革の質問続々

香川県議会

2月の定例県議会で、米田晴彦県議(リベラル香川)は、一般質問で、教員の働き方改革について質問しました。



(米田県議の質問に対する教育長答弁)

お尋ねの指針については、改正給特法に基づき定めたものであることから、教育委員会は、この指針に基づき、必要な措置を講ずる必要があると考えております。

客観的な勤務時間の把握については、県立学校では、教員が作成する時間外勤務記録票と併せ、一人一台パソコンの電源のオンオフの時間を自動で記録するとともに、校外での業務時間は出張復命書による確認などで行っています。市町立小中学校では、ICカードやタイムカードを設置するなどの方法により把握しております。また、医師の面接指導については、一定の時間外の勤務をした場合、本人の申し出や校長の勧奨により実施するとともに、勤務間インターバルの確保の定めについては、適切な運用が図られるよう検討しているところです。

勤務時間の記録については、地方公務員災害補償法の規定等を踏まえ、行政文書として、保存期間を適切に定め、学校において保存するとともに、指針に逸脱した運用の防止策として、教員からの相談窓口を教育委員会内に設けたいと考えています。

また、校長が虚偽の記録を残させた場合には、懲戒処分等の対象ともなり得るものと考えております。

これらのことは、市町教育委員会に対して、説明会を実施するなど、適切な運用が図られるよう指導、助言に努めているところです。

県教育委員会といたしましては、教員の働き方改革の重要性や本指針の趣旨等について、保護者や地域住民の理解が得られるよう周知を図るとともに、部活動指導員等の専門スタッフの活用やICT環境の充実などにより、長時間勤務の改善を進めてまいります。

高松市議会

また、3月高松市議会では、吉峰幸夫市議、造田正彦市議(フォーラム21)が教員の働き方改革について質問しました。

(吉峰市議の質問に対する教育長答弁)

教員の働き方改革のうち、教職員給与特別措置法の改正により、教育委員会規則等を改正する考え方についてであります。

学校における働き方改革を推進するために、教育職員について変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することを定めた、いわゆる「改正

給特法」が昨年12月に成立いたしました。

県費負担教職員については、都道府県の条例で定めることになっておりますことから、香川県において、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部改正が3月下旬を目途に行われる予定であると聞いております。

本市におきましては、その県による条例改正を受け、「高松市立学校の管理運営に関する規則」の整備やそれに伴う方針の策定に向けて、準備を行っているところであります。

この規則改正を行うことにより、時間外勤務の上限を示し、教育職員の業務量の適切な管理が進むものと認識いたしております。

しかしながら、具体的な運用につきましては、様々な課題もございますことから、慎重に対応する必要がありますものと考えております。

次に、同規則等を改正する場合、校長・教職員・保護者・地域住民への周知徹底が重要だと思いが、どのように行うのかについてであります。

教育委員会規則等に定める勤務時間の上限等の方針の実施にあたっては、校長研修会を通じて周知徹底し、学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図ってまいりたいと存じます。

さらに、保護者も含めて、社会全体が方針等の内容を理解できるように広く情報発信に努めてまいりたいと存じます。

(造田市議の質問に対する教育長答弁)

教員の働き方改革の現状と課題のうち、教職員の勤務時間管理及び時間外勤務の現状についてであります。

教職員の勤務時間管理については、各学校において、出退勤時刻記録システムを使って教職員の勤務時間を把握しているところであり、職員会議等で、定期的にその記録を活用して時間管理の意識改革を図るとともに、勤務時間の長い教職員には管理職が面接による指導・助言を行っているところでございます。

時間外勤務の現状といたしましては、「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」の策定時よりは、様々な方策により大幅に減少しているものの、今年度1月までの、平日、1月当たりの全教職員の時間外勤務の平均は、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」でいう時間外勤務の上限の目安時間である月45時間を、3時間ほど超えている状況であります。

また、本市教育委員会の働き方改革プランの目標の一つである、月80時間を超える教職員をゼロにするという目標についても、減少はしているものの、目標の達成には至っていないのが現状であります。

次に、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフの配置並びに小中学校部活動等講師派遣の効果と今後更なる充実を図る考えについてでありま

す。

スクールソーシャルワーカーは、いじめなどの問題行動や不登校に対して、児童生徒を取り巻く環境の整備などに対応するため、全市立中学校に配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校へも派遣し、平成30年度集計では、2回以上かかわったケースの約3割が解決または好転しており、一定の効果が得られたものと認識いたしております。

今後につきましては、まずは、適切な人材の確保が大切でありますことから、市主催の連絡協議会等を通してスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めてまいりたいと存じます。

また、スクールサポートスタッフにつきましては、学校だよりや教材等の印刷、備品や校内環境の整備等、教職員の事務支援となる業務を行っており、教職員の子どもに向き合う時間の確保に寄与しているところでございます。

今後、教職員数や、直面する学校課題等の状況に応じて、各学校への配置人数の工夫等を行ってまいりたいと存じます。

また、小中学校部活動等講師の派遣につきましては、今年度は、小学校で水泳や陸上競技の指導に、中学校では、剣道や柔道の部活動指導に、合計8名を派遣し、児童生徒の技能の向上とともに、教員の働き方改革に資する効果があったものと存じます。

今後は、本派遣事業を維持継続することに加えて、国・県の補助事業である中学校における部活動指導員の配置事業を活用することで、教職員の負担軽減に努めてまいりたいと存じます。

次に、校務支援システムの導入効果についてであります。

本市では、校務の情報化による業務改善により、教員が子どもと向き合う時間を確保するために、平成2

4年度から統合型校務支援システムの導入を段階的に進め、通知表や指導要録の作成、サービス処理の電子化などについて、おおむね28年度中に整備が完了しているところでございます。

導入から3年を経た27年3月に、全ての教職員を対象に、校務支援システムに係る業務改善の状況について実施した調査では、通知表や指導要録作成に関し、70%以上の教職員が、「60分以上業務時間が短縮された」と回答するなど、効果が見られたところでございます。

また、システムの接続や処理に時間がかかるといった課題も、センターサーバの補強や、ネットワーク回線の変更等の取組により解消したことで、会議や業務時間が短縮された旨の報告があり、業務改善につながる一定の効果があったものと捉えております。

次に、教職員の働き方改革について、保護者や地域の理解と協力を得る考え、また、その対応であります。

教職員の働き方改革につきましては、保護者や地域の皆様に理解と協力を得ることは、何よりも大切であると考えております。

そうしたことから、平成30年4月に「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」を策定した際に、高松市PTA連絡協議会に協力を依頼し、プランの概要を示したチラシを保護者に配布し、理解と協力を求めたところでございます。

また、各学校における高松型学校運営協議会等を活用して、登下校の見守り等の安全管理や、クラブ活動の指導、環境整備等におきまして、その業務の一部を担っていただくよう、保護者や地域の皆様に依頼しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも、保護者や地域の皆様に御協力をいただきながら、働き方改革を推進してまいりたいと存じます。

講師の待遇改善前進！

県教委から、3月、臨時的任用職員及び育休任期付き職員の給与等の見直しを行い、日教組香川へ説明がありました。

見直し内容については以下の通りです。

1 初任給の上限号給〈令和2年4月〜〉

教育職（講師）及び医療職（学校栄養職員）については、令和2年度から初任給の上限号給を段階的に引き上げ、令和4年度に撤廃する。

2 休暇制度の見直し〈令和2年4月〜〉

臨時的任用職員の休暇制度（特別休暇及び病気休暇）を拡充する。

新たに対象となる休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア休暇（年5日） ・ 不妊治療休暇（年6日）
適用範囲が拡大等される休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産前休暇（出産予定日の6週間以前 ⇒ 出産予定日の8週間以前） ・ 産前休暇、産後休暇（無給⇒有給） ・ 病気休暇（私傷病 年6日⇒年90日）

3 年度末の空白日の廃止〈令和2年4月〜〉

臨時的任用職員の任用期間について、年度末の1日を空白日としていた取扱いを廃止する。

4 臨時的任用職員の退職手当〈令和2年4月〜〉

臨時的任用職員は令和2年度から退職手当条例の対象職員となる。

5 臨時的任用職員の社会保険〈令和2年4月〜〉

臨時的任用職員は令和2年度から公立学校共済組合に加入する。

臨時的任用職員及び育休任期付職員の上限号給等の見直しについて

<教育職> 高等学校等教育職給料表、小中学校教育職給料表

Table showing salary scales for educational staff. It includes columns for '現在' (Current), '令和2年度' (Reiwa 2), '令和3年度' (Reiwa 3), and '令和4年度以降' (Reiwa 4 onwards). Rows are categorized by staff type (e.g., 正規職員, 高校, 小中) and education level (e.g., 博士, 修士, 大学, 短大, 高校). It details '基礎号給' (Basic Salary) and '上限号給' (Maximum Salary) with corresponding amounts in yen.

<栄養> 医療職給料表(二)

Table showing salary scales for medical staff (Nutrition). It follows the same structure as the educational staff table, with columns for '現在', '令和2年度', '令和3年度', and '令和4年度以降'. Rows are categorized by staff type (e.g., 正規職員, 栄養) and education level (e.g., 博士, 修士, 大学, 短大, 高校).

<事務> 行政職給料表

Table showing salary scales for administrative staff. It includes columns for '現在' (Current) and '令和2年度以降' (Reiwa 2 onwards). Rows are categorized by staff type (e.g., 正規職員, 事務) and education level (e.g., 博士, 修士, 大学, 短大, 高校).

講師の皆さんへ
日教組には臨時採用教職員部があり、全国の多くのなかまが集まっています。
部報も発行されています。
詳細は、日教組香川までお問い合わせ下さい。

4月から会計年度任用職員導入

県教委から、3月末、4月から導入される会計年度任用職員の給与制度について、日教組香川へ説明がありました。概要は、以下の通りです。

会計年度任用職員の給与制度の概要

1 会計年度任用職員制度の導入

地方公務員法の改正（令和2年4月1日施行）により、特別職及び臨時的任用の要件が厳格化され、新たに一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」の制度が導入された。

これにより、現行の非常勤職員（改正前の地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員）、臨時職員（改正前の地方公務員法第22条第2項に規定する臨時的任用職員の一部）は、会計年度任用職員に移行することになる。

なお、臨時的任用職員のうち学校で勤務する常勤の講師、事務職員及び栄養職員は、会計年度任用職員に移行せず、引き続き臨時的任用職員として位置付ける。

現行	令和2年4月1日以降
非常勤職員 〔非常勤講師等 嘱託員〕	特別職非常勤職員 学校医、学校評議員等に限定
臨時職員	フルタイム会計年度任用職員
臨時的任用職員	パートタイム会計年度任用職員 臨時任用職員 常勤職員に欠員を生じた場合に限定

会計年度任用職員は、その勤務時間によって「フルタイム会計年度任用職員」と「パートタイム会計年度任用職員」に区分する。このうち、フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は常勤職員と同じ（週38時間45分）勤務時間でパートタイム会計年度任用職員の勤務時間は常勤職員よりも短い勤務時間とする。

2 給与制度

会計年度任用職員の給与の体系は、次のとおりである。

常勤職員に支給されるもの	会計年度任用職員（フルタイム）	会計年度任用職員（パートタイム）
給料	「給料」として支給	「報酬」として支給
各種手当（下記以外）	「手当」として支給	「報酬」に加算して支給
通勤手当	「通勤手当」として支給	費用弁償として支給
期末手当	「期末手当」として支給	「期末手当」として支給
退職手当	「退職手当」として支給	支給しない

(1) 「給料」に相当するもの

常勤職員の「給料」に相当するものは、原則として常勤職員に適用する給料表に基づき、職務内容に応じて基準となる月額（基準月額）の基礎額と上限額を設定する。会計年度任用職員に適用する基準月額は、基礎額と上限額の範囲で職務経験年数等に応じて決定する（基本的に香川県において、類似する職務に従事していた期間が1年あれば、

4号給上位に決定することになる。）。また、再度の任用の際は、前任用期間も職務経験年数に含めて基準月額を再計算する。

なお、非常勤講師、時間講師及びスクールカウンセラー等、一部のパートタイム会計年度任用職員の職については、常勤職員の給料表を基礎とせず、現行の報酬額を基礎として報酬額を定める（基礎額及び上限額を設けず、職ごとに一定の報酬額とする。）。

※基準月額の決定のイメージ（非常勤講師等を除く）

基準月額	H30	R1	R2	R3	R4
基礎額の12段階上位（上限）				↑さらに4段階上位で決定(上限)	
基礎額の8段階上位			↑基礎額の4段階×2 = 8段階上位で決定		
基礎額の4段階上位					
基礎額	県嘱託員		会計年度任用職員		

※県嘱託員として採用される前に民間等の職務経験があれば、会計年度任用職員への移行時にさらに加算できる場合がある。

フルタイム会計年度任用職員には常勤職員と同様に「給料」として支給され、その額は上記により決定した基準月額と同額となる。一方、パートタイム会計年度任用職員には「報酬」として支給され、その額は次のとおり基準月額を勤務時間数等により割り落とした額となる。

①月額で報酬を定める職

$(\text{基準月額}) \times (\text{パートタイム会計年度任用職員の週当たりの勤務時間}) \div (38\text{時間}45\text{分})$

②日額で報酬を定める職

$(\text{基準月額}) \div 21 \times (\text{パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間}) \div (7\text{時間}45\text{分})$

③時間額で報酬を定める職

$(\text{基準月額}) \div 162.75$

また、常勤職員の給料表が改定された場合には、常勤職員と同様に給料（報酬）額を改定し、改定差額を支給する。（パートタイム会計年度任用職員のうち給料表を基礎としない職を除く。）

(2) 「手当」に相当するもの

フルタイム又はパートタイムの別に応じて手当を支給する。ただし、パートタイムの場合は通勤に係る費用弁償及び期末手当を除き、報酬に加算して支給する。

通勤手当に関しては、フルタイム会計年度任用職員の場合には常勤職員と同じ基準で支給し、パートタイム会計年度任用職員の場合には週当たりの勤務日数等に応じた額を費用弁償として支給する。

期末手当に関しては、常勤職員と同じ支給月数分（1.3月分）の額を年2回（6月、12月）支給する。ただし、それぞれの基準日（6月1日、12月1日）に在職しない場合や任期が6箇月未満の場合、基準日における週当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイムの場合は支給対象外とする。

(3) 退職手当

フルタイム会計年度任用職員のうち勤続期間が6箇月超の者は、香川県職員退職手当条例の対象となり、退職手当を支給する（パートタイム会計年度任用職員は支給対象外）。

3 その他

(1) 社会保険

会計年度任用職員についての社会保険等の適用は次のとおり。ただし、健康保険及び厚生年金保険は任期が2箇月以内の場合、雇用保険は任期が31日未満の場合には対象とされない。

[フルタイム会計年度任用職員の場合]

Table with 6 columns: 任用の日からの期間, 健康保険, 厚生年金, 雇用保険, 労災保険, 共済組合. Rows include 6箇月以下, 6箇月超1年以下, 1年超.

※1 退職手当の支給対象となるため、雇用保険は適用除外となる。

※2 労災の適用事業所（学校その他の教育機関）のみ

※3 公立学校共済組合に加入する

会計年度任用職員の給料（報酬の額）について（県教委）
・ 職務内容に応じて設定された一定の報酬額を適用する。

別紙1

給料表を基礎としない職（小中学校等）

Table with 5 columns: 現行の報酬額等, 所属, 業務, 単位, 初任給. Rows list various positions like 非常勤講師, スクールカウンセラー, etc.

括弧内の額は、地域手当相当報酬の額を含めた報酬額

要件(※1)を満たす会計年度任用職員には、常勤職員と同様に期末手当(6月期、12月期とも1.3月分(※2))を支給する。
※1 基準日(6月1日、12月1日)に在職し、任期が6月以上かつ週当たりの勤務時間が15時間30分以上であること
※2 令和2年度の6月期の期末手当に限り0.39月分

[パートタイム会計年度任用職員の場合]

Table with 5 columns: 週の勤務時間, 健康保険, 厚生年金, 雇用保険, 労災保険. Rows include 29時間以上, 20時間以上29時間未満, 20時間未満.

※1 下記の要件を満たす場合に対象となる。

- ① 1年以上の雇用が見込まれる。
② 報酬月額が8.8万円以上
③ 学生でない

※2 労災の適用事業所のみ。

(2) 公務災害補償

公務災害補償の適用は次のとおり。なお、「条例」とは、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償を、「基金」とは地方公務員災害補償基金による補償を指す。

Table with 5 columns: 区分, 任用の日からの期間, 労災保険, 条例, 基金. Rows include フルタイム, パートタイム.

※1 労災の適用事業所のみ

※2 労災の適用事業所以外

会計年度任用職員に支給される手当

別紙2

Table with 4 columns: 手当の名称, 支給可否(フルタイム), 支給可否(パートタイム), 支給内容. Rows list various allowances like 扶養手当, 地域手当, etc.

※パートタイム会計年度任用職員の場合は、通勤に係る費用弁償及び期末手当を除き、報酬に加工して支給する。

教育実践講座 II

算数の授業で役立つ小技や小ねた②

石原清貴(元小学校教員)

いつまでたっても指折り数えて計算する子ども
(なかなかやっかいです)

数は本来、物の個数を数えることから始まります。子どもたちの多くは小学校入学以前に、生活の中で数を数えることを知っています。例えば机の上に置かれたみかんの数を「いくつあるかな?」と問うと、喜んで指さして数えます。あるいは年を聞かれると、指を3本出して「3歳」と答えたりします。こういった経験が小学校に入り、3+2はいくつといわれたときの指折り計算になってゆきます。そういった意味で指折り計算は自然のことです。但し欠点もあります。指折り計算には数え足しタイプと集合数タイプの2つのタイプがあります。数え足しタイプは1・2・3と指折り数え、次に4・5といいながら指を2回折ります。集合数タイプは3本の指をまとめて折り、次に2本の指をまとめて折り、合計を確認するタイプです。

問題なのはこの数え足しタイプです。2+3のように足す数が少ない場合は簡単なのですが、例えば3+4でしたら3から4回指を折って4・5・6・7と数え進めないといけません。しかし、回数が怪しくなってしまう。こういった数え足しをしている子どもは、たいてい加える数が大きくなると躓きます。当然、足す数が大きくなる繰り上がり計算では混乱してしまいます。算数を苦手とする子の大半はこのパターンです。集合数タイプの指折り算は右手3本の指を折り、続けて右手2本左手2本を同時に折ります。そうすると右手5本と左手2本の指を折ったことになり、5と2で7という結果が一目で分かります。(実際は、子どもたちの行う指折り算はいろいろなパターンがあります。このような指折り計算は古今東西、いろいろなやり方があったようで、かけ算も指折り計算でやられていたそうです。)

学校では指折り計算のやり方は指導されません。授業では算数ブロックによる操作を行った後、計算式と結果を覚えるように誘導され、計算カード(表に式が書いてあり、裏に答がある小さなカード綴り)が活躍します。集合数タイプの指折り計算をしていた子は、すんなりと算数ブロック操作に移行して、計算の結果を覚えていけます。しかし、指折り数え足しをしている子の中には覚えるのに戸惑う子が出てきます。(たいていは覚えられずに、体の後ろや、机の中でこっそり指を折ったりして数え足しをしています。)

<対処>

指折り数え足しをする子は、結構頑固でなかなかそのやり方を変えようとしません。しかし、順序数に依拠した計算では必ず行き詰まりますので、出来るだけ早期に指折り数え足し計算から集合数の加減計算にする必要があります。そのためには数を数えるのではなく、物の集合を見て一目で数が理解できるようにしないと行けません。(但し、人間が物の集合を見て数が認識できる限界は4までです。5以上になると数えないといけません。しかし、人類はこの限界をクリアできる方法を大昔に発見しています。それは5をひとかたまりとして捉え5から10までの数を捉える方法です。例えば硬貨を考えてみて下さい。1円玉で8円もらったとしたら数えないといけません。しかし、5円玉と1円玉

3個であれば、一目で8円であることが分かります。そろばんの珠にも1玉と5玉があるのは一目で分かるからです。ちなみに、このそろばんの原型が発明されたのは中国ではなくローマです。

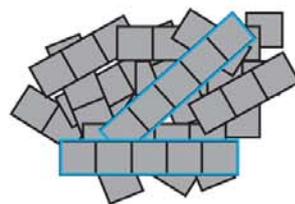
<ステップ1 集合数を分らせるために>

数をたくさん集めようゲーム5まで

- ・用意する物
1から5までのタイルカード各6枚ずつ



- ・ゲームの仕方



机の上に5種類各6枚のカードをランダムに積み重ねます。サイコロを振り、出た目の数のタイルカードを出来るだけたくさん集め、多く集めた方が勝ちというゲームです。パッと見て3とか4が分かるようになります。また、

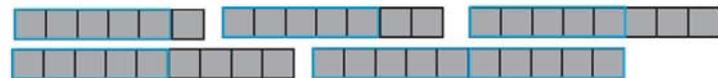
5はパッと見て分かりません。そこで、5のタイルカードは図のように特別な色をつけて5のかたまりが分かるようにします。このタイルカード遊びは速くタイルを見つけないといけませんから、自然と数えることをしなくなり、集合数として数を把握できるようになります。

このタイルカード集めゲームがスムーズに出来るようになると、次に2枚のタイルカードを組み合わせて集めることを認めるようにします。例えば、4であれば1と3、2と2の組み合わせもいいことにします。そうすると、自然と5までの数の合成分解が理解できます。

<ステップ2 10までの数の合成分解>

数をたくさん集めようゲーム10まで

- ・用意する物
5までのゲームが出来るようになったら10までの数集めゲームをします。やり方は5までの時と同じで、下のようないくつかのタイルを用意します。(5を青枠で囲み5のかたまりは一目で分かるようにしています。6は5と1、7は5と2、8は5と3、9は5と4、10は5と5で作ります。こうすると5以上の数も一目で分かるようになり、いちいち数えて確認する必要もなくなります。) タイルカードを作るのはちょっと大変ですが、1辺2cmの方眼紙をパソコンで作って、厚手の紙にプリントすれば作れます。



これは教科書にある10までの数の合成分解までを、知らず知らずのうちに楽しくマスターするゲームです。

- ・ゲームの仕方

5までのタイルカード集めと同じです。10種類各6枚のカードを一山に重ねて、リーダーが唱えた数(5から10)をたくさん集められた者が勝ちです。但し、ここでは2枚のカードの組み合わせも可とします。10までの数の合成分解をプリントでやるより100倍楽しいこと請け合いです。



石原清貴氏

気軽におしゃべり、 JTU-カフェ再開！

2020年6月18日(木) 18:30～20:00
日教組香川事務所(高松市中野町15-24 佐藤ビル1F)

相談ごとなどありましたら、お気軽にお越しください。飲み物とお菓子を用意しています。電話やファックスでの相談もできます。なお、日教組香川組合員で無い方も歓迎です。ただし、その場合、お茶代500円をいただきます。

職場での悩みごとなどお気軽にご相談ください

教職員共済生協の 総合共済

なら、業務中に起こった 賠償事故も補償します！

総合共済は月掛金**900円** 契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

給食費を賠償

運動会が悪天候により延期され、平日開催となった。そのため開催日の給食を止める連絡を給食センターにするべきところ担当者が失念。外部委託の給食センターに賠償。

総合共済からのお支払い実例

約 100,000 円

部活中の事故

部活でサッカーの練習中、生徒が蹴ったボールが塀とフェンスの隙間から外部へ飛び出し通行中の自動車に損害を与えた。契約者がサッカー一部の顧問として練習に立会い指導中の事故。

総合共済からのお支払い実例

約 250,000 円

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育
電話 0120-27-8140 FAX0800-200-2207

カナリア通信

願い

◆昨年度、三年生の理科用に学級園に植えていたキャベツ。休校中にモンシロチョウが卵を産み付けていました◆学級園は二年生の夏野菜作りの用意に取り掛かるので、キャベツはプランターにお引越し。卵はキャベツの葉ごと虫かごに移動して、職員室へ◆教科書に写真が載っているけれど、やっぱり本物を見せたいな。今年は上手くキャベツのボタンタッチができて、モンシロチョウが卵を産みつけてくれたのに、肝心の子どもがいない学校◆少し先に「日常」があるように、今は動きを最小限にして、これから卵から幼虫、サナギ、成虫へと成長していくモンシロチョウの様子を見せたい◆子どもがいない教室だけど、いつ休校が終わってもいいように、毎日教材研究中。世界中が感染症から解放される時が早く来ることを願って。

